

# 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日提出)の閣議決定による修正(案中修正)について

## <修正のポイント>

- 平成24年度の基礎年金国庫負担の財源を「交付国債」から「年金特例公債(つなぎ国債)」に変更
- 基礎年金国庫負担を2分の1とする年度を「平成24年度」から「平成24年度及び25年度」に変更

## 1. 修正後の法案の概要

※ 下線部は修正箇所

### (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度及び25年度について、国庫は、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債(つなぎ国債)※により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担する。

※ 特例公債法案においても、年金特例公債(つなぎ国債)の発行に関する規定を設ける修正を行う。

- ② 平成24年度及び25年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算する。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。(20年度:3分の1 21年度~23年度:2分の1)

### (2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

## 2. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 公布日又は特例公債法の『年金特例公債の発行規定』の施行日のいずれか遅い日

- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日